

## 「ひと涼み処」事業実施要領

### 1 目的

この事業は、国が定める熱中症対策実行計画に基づき、市民に暑さを避ける等の熱中症予防対策を普及啓発することを目的とする。

### 2 事業内容

市内の公共施設や商業施設等、市民の身近な場所で、暑さを避ける目的で設置された「ひと涼み処」を展開することで、「暑さを回避する」行動の普及啓発を行い、熱中症による健康被害を防ぐことを目指すものとする。

併せて、「ひと涼み処」において、熱中症予防に関する啓発物や情報等を提供することにより、熱中症予防のための意識付けに繋げる。

### 3 実施主体

藤沢市（以下「市」という。）とする。

### 4 実施方法

#### (1) 対象施設

ア 対象施設は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(ア) 藤沢市内に所在する施設

(イ) 適切な冷房設備を有し無料で一定時間涼むことができるスペースの提供が可能な施設

(ウ) 前号のスペースへ自由に出入り可能な施設

(エ) 対象施設の所在や「ひと涼み処」の設置時間帯等について市民へ情報提供が可能な施設

イ 前項の規定にかかわらず、市民に暑さを回避させるために適切であると市が判断した場合は対象施設とする。

#### (2) 実施期間

原則6月1日から9月30日まで

#### (3) 実施内容

ア のぼり旗等で「ひと涼み処」を設置していることを掲示する。

イ 熱中症予防啓発ポスターやリーフレット等の啓発物を設置し、情報提供を行う。

ウ 前項の実施期間内であれば、各施設の稼働状況に応じて、その期間や設置時間帯を設定できるものとする。

エ 施設管理者は、「ひと涼み処」の利用者を施設内の他の収益事業等に誘導してはならない。

(4) 周知

- ア 広報ふじさわ
- イ 市ホームページ
- ウ 事業チラシ等

5 報告

施設は、実施期間終了後に実施状況を報告するものとする。

附則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

以 上